

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	全員協議会	場 所	全員協議会室
		担当職員	船越 文江
日 時	平成 2 7 年 1 2 月 3 日 (木 曜 日) 開議 午後 1 時 3 0 分 閉議 午後 2 時 4 3 分		
出 席 議 員	議員 2 2 名 (欠席者 : 齊藤副議長、奥村議員)		
執行機関出席者	湯浅副市長、勝見副市長 (政策推進室) 桂室長、竹村政策推進課長、垣見政策推進課副課長 (企画管理部) 岸部長 (総務部) 門部長、木村税・財政担当部長 (環境市民部) 中川部長、西田市民生活・保険医療担当部長、塩尻環境政策課長、西田環境保全担当課長 (産業観光部) 山田部長、内田農政担当部長 (まちづくり推進部) 古林部長、橋本土木担当部長、関口都市計画課長、伊豆田都市整備課長、笹原都市整備課公園整備担当課長、関桂川・道路整備課道路整備担当課長 (上下水道部) 大西部長、石田事業担当部長兼水道課長事務取扱 (教育部) 木曾部長、河原社会教育課長		
事務局出席者	藤村局長、山内次長、鈴木議事調査係長、三宅主任、池永主任、船越		
傍 聴	可・否	市民 3 名、報道関係者 2 名	

会 議 の 概 要

1 3 : 3 0

1 開議

〔西口議長 開議〕

〔事務局長 日程説明〕

2 行政報告

(1) 大規模スポーツ施設推進プロジェクト・チーム会議の状況報告について

〔各担当部 入室〕

〔担当部長等 説明〕

- 大規模スポーツ施設の取り組み経過
- 第 1 7 回 ~ 2 2 回環境保全専門家会議の開催概要

- 第8回～13回大規模スポーツ施設推進プロジェクト・チーム会議の開催概要

- 京都スタジアム（仮称）基本設計書 抜粋版

資料1～4…桂政策推進室長

- 平成27年度取組報告（H27.4月～H27.10月）

資料5…岸企画管理部長

- 平成27年度アユモドキ生息環境調査及び実証実験について

資料6…西田環境保全担当課長

- 南丹都市計画公園事業 京都・亀岡保津川公園整備事業

- 市道保津宇津根並河線道路新設改良事業

資料7～8…古林まちづくり推進部長

14：20

（2）質疑

<酒井議員>

スタジアム関連事業全体で経費がいくらかかっているのか随時確認できるような資料が必要であると思う。50億円と聞いているが、今どれくらい執行済で、今後どのくらいの経費が必要かが見られるようにしてほしい。そのような整理を内部的にまとめているのか。

<担当部長>

今年の決算分科会でもそのような意見をいただいていたので、内部的に平成26年度予算に対する決算の比較表を整理しようと思っている。平成25年度から平成27年度まで積み上げて、その資料についても議会事務局も含めて相談させていただきたい。

<酒井議員>

予算は当年度で説明があるので分かるが、経年で、プロジェクトとして今までの状況が分かるように検討、調整をお願いしたい。

<三上議員>

資料7について、平成26年2月に亀岡市が10項目の要望を出した。それを含めた基本設計の面積で、基本設計が実施設計を超えないということが分かり、要望し

たことが入っているので、亀岡市にとって有用だから建ぺい率が12%という条例を守ってほしいと言えないから、プラス15%にしようとなったのか。

<担当部長>

スタジアムを誘致し、それが京都中部地域の核となるべき施設としてお願いしてきたので、基本設計の中に反映をしてもらったという評価をさせていただいた。従って、基準については一定地方の自主裁量があるので、今回そのような判断させていただいた。

<三上議員>

建ぺい率について、京都府と亀岡市が亀岡市の条例を超えると認識をし、そのことについて具体的に問題意識を持って話し合ったのはいつ頃か。

<担当部長>

基本設計が完了した時点で詳細な建築面積等を知った。それ以後、3つの課題点を挙げてそれについて協議をした。

<三上議員>

何年何月か。

<担当部長>

京都府が平成27年3月末に基本設計をまとめられ、その後説明をいただいたのでそれ以降である。

<三上議員>

亀岡市としては、建ぺい率が12%という条例を超えるから困るという話にはならなかったのか。経過ややり取りについては。

<担当部長>

3つの課題について総合的にお互いに協議をした。最終的に、この基準の見直しを採用した。

<馬場議員>

資料6について、必要な水路条件は分かったのか。

<担当部長>

亀岡市においては、具体的にどの水路で、どのように利用していくかについて詳細な環境条件を調査したところである。調査結果としては、どこでどのような調査をしてこういう結果であったという膨大な資料はあるが、それらを元にして現在評価をいただいている状況である。

<馬場議員>

必要な水路条件はまだ分かっていないという理解をしてよいのか。

<担当部長>

既存の知見で分かっていることもあるし、具体的に亀岡市においては、どの水路でどのような条件かについては、個々に調べたことは分かっているが、それらを組み合わせる。総合的に水路条件について、現在、評価検討をいただいているところである。

<馬場議員>

学者の論文では、必要な水路条件は谷の水が入ってくるような段々の田んぼでは生息しない。平地の田んぼの排水のところで生息する。排水と流入の分離したところではまったく生存しないという3つの知見は明らかであるが、それ以外の水路はなかなか研究できていないと思うが、その点についてはどうか。

<担当部長>

現状の環境は用排水兼用の水路で、今そういう下での調査をしている。ここの水は平地の水田で、用排兼用の水路である。

<馬場議員>

資料7の図面について、3つの水源施設のそれぞれの水源施設の距離は何メートルか。愛宕谷川の水流と桂川に沿った水流がぶつかり合って、基本的にはスタジアムの下の水がその水源にいくと思うがそういう恐れがあるのか、またないのか。

<担当部長>

それぞれの水源の距離については出ていない。だいたい20メートルぐらいが最小であるという話は協議の中であったが、配置は用地の北側の西側にできるだけよせるといふ検討がされているので、まだ具体的にどれくらいの離隔がとれるかは詳細には決まっていない。

<馬場議員>

3つの水路水源は第何水源か。

<担当部長>

一番北側は第7水源、その横が第8水源、小さく三角のものが第6水源である。

<馬場議員>

水を遮断するために一旦パネルを置き、そこの土砂を掘るのであるが、北サイドのフレームに目一杯寄せるといふ理解をしたらよいのか。

<担当部長>

基本設計の段階では基本的な工事の考え方は示されているが、具体的な工事施工の内容は決定されていない。

<酒井議員>

建ぺい率について、面積以外に参酌することがあるのか。

<担当部長>

政令以外の基準を設けているところの調査はした。他市の例では、京都市が例えば通常2%、これを5,000㎡以上の公園なら4%を限度とするという基準を設けている。長野市の南長野運動公園等については、加算部分について20%を設けているという例がある。そういうことを含めて、政令どおりではなく自主サイドの中でやっているのを地方分権法に沿うものと解釈している。

<酒井議員>

他市の事例は事例として、亀岡市として何か参酌したのか。

<担当部長>

我々が望むべき面積、規模に相当するという判断である。

<酒井議員>

そのような参酌の仕方で、今後、国の交付金等に影響は出ないか。この件について国に相談したか。

<担当部長>

事業認可を得ており、それに基づいて毎年度補助金要望をする中で補助金をいただいている。施設整備については、公園部分であるのでスタジアムの規模の変更の有無にかかわらず、保津川公園を整備する方針は変わらないため当然補助金はいただけるものと思っている。ただし、補助金はあくまで確約されたものではない。毎年補助金要望をして決定されれば補助金が交付されるというルールになっているので確約ではない。

<三上議員>

京都府が154億円の債務負担行為を議決したが、その中ににぎわい創生ゾーンは含まれているのか。

<担当部長>

154億円はスタジアム全体の予算であるので、にぎわい創生ゾーンは含まれている。

<三上議員>

その他でにぎわい創生ゾーンの部分はあるか。

<担当部長>

内容は確定していないが、ブランコ等の遊具であったり、芝生があったり、市民の方々が憩いをしていただけるようなスペースを考えており、そのような部分にはにぎわいになると思う。亀岡市は憩いのゾーンは関係している。

<三上議員>

その部分も総枠50億円に含まれているのか。スタジアムの中のそういう部分は当

然京都府が出す。だから、これ以上亀岡市は負担しなくてよいということか。

< 担当部長 >

スタジアムに関する部分、スタジアムに関連する部分については全て京都府が担当し、亀岡市は京都・亀岡保津川公園の中の共生ゾーンと憩いのゾーン、外周の部分を担当している。

< 酒井議員 >

最終的に文化財保護法に基づくことが必要になってくるのか。

< 担当部長 >

文化財保護法となると、当然アユモドキが対象となる。ただ、その法の中で許可申請が必要かどうかは調査して大きな影響があるということであれば、文化財保護法の中の許可申請ということになる。軽微な変更内容であるならば、文化庁に話すだけでよい。これについてもスタジアムが具体的にどんなものがどこにどの大きさのものが建つか決まっていないのでこれからの評価である。

< 酒井議員 >

文化財保護法の中の許可申請がいつまでにということではなく、全体が分かるようなものを出してもらいたい。

< 担当部長 >

全体スケジュールについては、京都府のスケジュールで動いているので、今ここで亀岡市と京都府のスケジュールを合わせたものというのは申し上げにくい。

< 酒井議員 >

何をいつまでにではなくて、進めていくうえで必要な条件、クリアしなければならない条件がどのくらいあって、それはいつまでにどの工程までにクリアしておかなければいけないのかが分かるようにしてほしい。京都府のスケジュールで、何年何月に何をしておかなければならないということではない。

< 担当部長 >

亀岡市が担当しているのは調査や影響評価で、スタジアムが具体的にどんなものがどこでどの大きさでどこにどういう影響があるのかが分からないと全体が分からない状況である。亀岡市だけでスケジュール、全体のオンタイムは難しい。あくまでも、全体のスケジュールとしては京都府と合わせてやっていかなければと思っている。

< 堤議員 >

全議員が前向きな質疑をしてもらっていると思う。湯浅副市長に聞くが、専門家会議の結論をいつ出すつもりか。

< 湯浅副市長 >

1 1 月に分析結果を出して進めていく予定であったが膨大な資料となり、1 月を目途に今進めているところである。

< 堤議員 >

分かった。

< 西口議長 >

他にないか。無いようなので質疑を終了する。私から一言申し上げたいが、京都府から何か報告等があれば適切な時期に議会に報告をしていただきたい。これは議会として願います。執行部の皆さんは退席してもらって結構である。

〔各担当部 退室〕

3 その他

< 事務局長 >

〔事務局長 事務連絡〕

< 西口議長 >

これをもって全員協議会を閉議する。

散会 14 : 43